

君津富津広域下水道組合入札約款

(目的)

第1条 この約款は、君津富津広域下水道組合の発注する建設工事又は製造の請負、物品の買入れ及び業務委託に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令及び規則に定めるもののほか、必要な手続きを定めるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において設計図書、仕様書、契約書案等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は別記第1号様式により作成し、封かんの上、入札者の氏名を表記し、通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。

3 入札参加者は代理人をして入札させるときは、別記第2号様式による委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に別記第3号様式による誓約書を提出しなければならない。

5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(入札辞退)

第3条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するとき、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、別記第4号様式による入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る）して行う。

(2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 入札参加者が一人である場合は、特別な事情（※）がない限り入札を取りやめるものとする。

(無効となる入札)

第5条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 記名押印を欠く入札

(4) 金額を訂正した入札

(5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(6) 明らかに連合であると認められる入札

(7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理を

した者の入札

(8) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第6条 入札において、入札を行ったもののうち、予定価格の範囲内で最低の価格を入札した者を落札者とする。ただし、設計金額が1,000万円を超える建設工事及び製造の請負契約の入札において、契約ごとに100分の60から100分の85の範囲内で予定価格決定権者の定める割合を予定価格に乗じて得た額（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格をもって入札した者（以下「調査対象者」という。）があるときは、その者により契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされると認められる調査対象者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項ただし書の場合において、契約の内容に適合した履行がなされると認められる調査対象者がいないときは、調査対象者以外のもののうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 第1項ただし書の場合において、調査対象者は契約担当者の行う調査に協力しなければならない。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第7条 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第8条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

再度入札の回数は原則として、1回までとする。

2 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者とする。

なお、入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

(契約の締結)

第9条 落札者は、落札決定の日から7日以内に当該契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札は効力を失う。

第10条 削除

(異議の申立)

第11条 入札をした者は、入札後この約款、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

(その他)

第12条 契約担当者は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

※ 特別な事情（第4条の2）の例

再度入札を行う場合において、

(1) 初度の入札の結果、一人を除いてすべて無効となり再度入札に参加できないとき

(2) 予備の入札書を忘れ、一人を除いたすべてが無効となり再度入札に参加できないとき